

昭和29(1959)年の春、千光寺公園で開催された「瀬戸内海観光博覧会(通称・尾道博)」のサブ会場として、中腹の旧公園は「子供の国」の名で各種遊具が設置され、博覧会終了後も続きました。この遊園地は後に山頂へ移動し、平成元年(1989)の「'89海と島の博覧会・ひろしま」(尾道会場)では、千光寺山グリーンランドとしてリニューアルしました。
写真絵葉書(モノクロ写真に着色)・尾道学研究会蔵

第15回通常総会案内 在中

■〈巻頭特集〉追憶のオノテツ……………	P2・P3	■ やってみよう!! 健康経営……………	P10
■ 新年研修会……………	P4	■ 会員企業さん お店紹介……………	P11
■ 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項……………	P5	■ 生口支部研修会……………	P12
■ 税に関する絵はがきコンクール広島県連入賞作……………	P6	■ 支部だより……………	P12
■ 令和7年度租税教室全校開催……………	P7	■ 経済講演会……………	P12
■ 広島県青年の集い……………	P7	■ 行事予定……………	P13
■ 税のコーナー……………	P8・P9	■ 編集後記……………	P13

頭集
巻特

追憶のオノテツ

陰陽連絡を夢見た尾道鉄道の記憶

尾道新聞社囑託

林 良司

◇明治時代の軽便鉄道敷設ブーム

「オノテツ」の愛称で親しまれた尾道鉄道は、明治時代の末に世羅郡を含む沿線町村の有志314名によって発起され、大正時代の末に完成・開業した私鉄になる。

民営による地方鉄道の敷設を推進すべく、明治43年(1910)に制定・施行された「軽便鉄道法」が直接的な背景にある。それまでは厳しい上に煩雑極まりなかった鉄道敷設の手続きが簡易化されたものが同法で、通常の鉄道より安価且つ低規格で、軌間の制約もなく、車両や設備も簡便なものだった。結果、各地で軽便鉄道敷設が加速し、周辺ではオノテツより一足先に開業した福山駅―鞆の浦間の鞆軽便鉄道(今日の鞆鉄バス前身)、福山―府中間の両備軽便鉄道(現在のJR福塩線)もこれに該当する。

オノテツも当初は「尾道軽便鉄道株式会社」で設立されたが、この規格の蒸気機関車では勾配のきつい山間部の往来は困難と判断され、加えて尾道駅接続で国鉄との相互乗り入れも考慮されて、国鉄と同じ規格となった。しかしオノテツは電気動力による電車であったところが着目に値する。

◇陰陽連絡を夢見たオノテツ

尾道駅―西尾道(天満町)―農会裏 後に地方事務所裏(栗原西)―女学校前・後に青山病院前(同)―宮の前(東則末)―栗原―大池・後に尾道高校下―三美園―三成―木梨口―遊亀橋(美ノ郷町白江)―美ノ郷・後に木頃本郷―石畦(木ノ庄町)―西校上(同)―畑(同)―諸原(御調町)―市(同)のルートで走ったオノテツは、市から北上して世羅郡甲山町へ、そこから甲奴郡上下町(現府中市)へ至る計画で敷設が申請された。

会社設立迄の経過を記す文書には、「漸次雲伯二通スル交通機関ヲ完成シ地方発展ノ長計ヲ立テントノ議起リ」とあり、ゆくゆくは出雲・伯耆へ通じる鉄路、陰陽を繋ぐ連絡鉄道へ…それがオノテツが大きく思い描いた壮大な鉄路であった。

しかしその大きな夢は早い内に潰え、尾道駅へ接続する前年の昭和7年(1932)には、申請されていた上下町までの延伸も中止される事になった。そしてこれに取って代わったのが福山―塩町間を結ぶ福塩線になる。

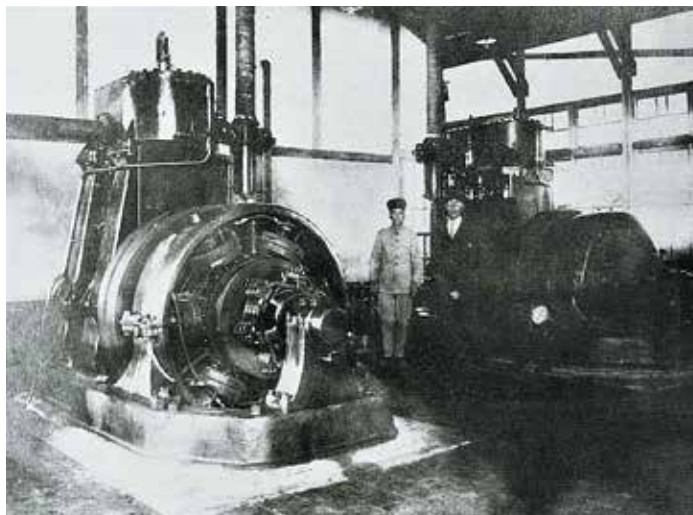
◇現代で引き継がれた夢

構想からは大きく萎んだものの、尾道と御調を結ぶ幹線交通として、沿線住民に重宝され、長年に亘って親しまれてきた存在のオノテツだったが、時代は時を追うごとに加速度を増し、モータリゼーションも進展して長閑なローカル電車の存在感は次第に薄れてゆく。昭和32年(1957)2月に最も乗降客が少なかった市―石畦間が廃止され、次いで昭和39年(1964)年の7月末に全線廃止されて廃線の時を迎える。

奇しくもこの年の12月には、夢の高速鉄道と言われた東海道新幹線が開通し、どこか時代の変化り目を象徴させるものがある。

乗降客の乏しいローカル鉄道の存廃がメディアでも大きく報じられる中、更に小さな鉄路であるオノテツに、とても存続し得る余地があるとは思えず、新幹線開通という新時代の訪れと入れ替わるようなその終わりはある意味賢明だったのかもしれない。

しかしその果たせなかった大きな夢は、時を越えて鉄路から道路に変わり、やまなみ街道・中国横断自動車道尾道松江線によって、どこか引き継がれたかのようでもある。



三成火力発電所の発電機（前田六二編『消えた鐵路尾道鐵道』より）



敷設工事の記録写真（前田六二編『消えた鐵路尾道鐵道』より）



写真上：三美園の丘を三成へ向けて下るオノテツの電車。撮影時期不明・河本泰氏提供。上り坂は馬力の乏しい電車には難所で、まさに喘ぎながらの往來だったという。

写真左：木ノ庄町末政の尾道鐵道第4号隧道（トンネル）の遺構。2023年11月・西川真理子氏撮影。尾道鐵道のトンネルは木ノ庄町から御調町諸原にかけて第1号から8号まであったが、4号トンネルは当時の状態をほぼそのままに保っており、近代期における鐵道遺産・産業遺産として文化財的価値は高い（文化財の指定外）。

新年研修会

2月2日(月)尾道国際ホテルにおいて新年研修会が開催されました。

開会にあたり高橋会長から、増加する来日観光客の増加に伴う経済効果やその質的变化(爆買いから体験への質重視)が語られました。地域の魅力向上がビジネスチャンスに繋がるとの期待を述べられ、引いては会員企業の業績アップに繋がりたいと話されました。

尾道税務署機部署長からご祝辞で、尾道大学で行った大学生への講義で、会計学が企業活動や税務と密接に関わる社会的に重要な学問であると説いたことを話され、税務行政のDX化やe-Tax、ダイレクト納付への協力を呼びかけられました。



研修会

「講談師に学ぶ話術の世界」

講談師 神田 山緑氏

トヨタ自動車のトップセールスマンからの転職という異色の経歴をお持ちで、今最も勢いのある若手講談師と言われる神田山緑氏をお迎えして「講談師に学ぶ話術の世界」と題して新年研修会を開催しました。

講談とは、500年以上の歴史を持つ日本3大話芸の一つとされ、釈台を前に立ち、張り扇で叩きながら物語を語るスタイルが特徴です。話に落語のよくなオチはなく物語を聞かせることに主眼を置いています。

講談で習得できる5つのスキル

- ① 自信のある声……………腹式呼吸で声を鍛えることで、自信のある声が身につく。
- ② 退屈させないリズム……………声の強弱や間を使い、聴衆を飽きさせないリズムを生む。
- ③ 言葉に魂が宿る……………喜怒哀楽の感情を込めることで、言葉に魂が宿る(言葉)。
- ④ 影響力……………人を引き込む話し方で、他者に影響力を与える。
- ⑤ 映像が浮かぶ話し方……………話し手が頭の中で描く情景を聴き手に伝え、唯一無二の世界観を構築する。

講談を学んだ著名人たち

松下幸之助が講談の演目「太閤記」から人心掌握術を学び、社員教育に活かし、田中角栄や稲森和夫は話芸を嗜み、そのスキルをその活動に活かしていました。これらの事例から、講談の技術が社員教育やプレゼンテーション能力の向上に直結することが解ります。

日常生活の中で「言葉を粒立てる」

日常会話やスピーチで腹式呼吸を意識して、声の抑揚、感情表現を意識して話す。そして「言葉の粒立て」だと語られひとつの言葉をはっきりと発音する技術であり表現者の多くが意識して行っており言葉が明確に伝わります。

声のキー(高さ)についても、状況に応じて使い分けることで、伝わり方が変わります。話し始めは、少し高めの「ソ」の音で安心感を与え、本題ではキーを下げて落ち着きを出すことが出来ます。話にリズムを持たせて、張り詰めた空気(緊張)と笑い(緩和)を繰り返すことで、相手を話に引き込む話になります。

映像が浮かぶ話し方

何かを説明する際、まず頭の中でその情景を鮮明にイメージしてから言葉にすると相手への伝わり方は大きく変わります。話し手自身が頭の中で情景を鮮明に想像し、それを言語化することが最も重要。語り手が想像していないことは相手にも伝わりません。

皆さんがビジネスの表現者として、会社の歴史やあなたの商品が創る物語を鮮明にイメージしてみてください。



法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行っており、今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。	対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。	「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。	オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

【消費税制】

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入れ額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

【所得税】

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方を含め、制度設計の見直しが欠かせない。	寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。	対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

【地方税】

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。	家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。



【銀賞】尾道市立栗原北小学校 池田 晴紀



【銀賞】尾道市立因北小学校 岡田 彩葉



【入選】尾道市立日比崎小学校 北村 晴香



【入選】尾道市立日比崎小学校 重安 沙奏

税に関する絵はがきコンクール

広島県連
入賞作

1月22日(木)から27日(火)まで、広島市の福屋駅前店7F「ワークスペース」において県内16法人会で構成される(社)広島県法人会連合会主催の「税に関する絵はがきコンクール」作品展示が行われました。

「税に関する絵はがきコンクール」は小学6年生を対象に税に対する関心を高めようと女性部会が中心となり全国で展開している事業です。本年度は19335名の応募があり、各法人会で入賞した260の力作が展示され、本会からも6作品が入賞しました。

レベルの高い作品に多くの来場者の方が感心して観ておられました。



【入選】尾道市立瀬戸田小学校 渡邊 和花



【入選】尾道市立栗原北小学校 塩田 咲来

令和7年度 租税教室 全校開催

青年部会による令和7年度「租税教室」が各地で行われ尾道市と世羅町の公立小学校の対象児童のいる24校全てで実施することが出来ました。

小学6年生を対象にした「租税教室」は、平成17年から尾道市・世羅町内5校で始まり今年まで続いています。

授業では「皆さんのまちの予算を作ろう」というテーマでグループワークを行い、100万円という限

られた財源で、より住みやすいまちにするには？魅力を高めるには？と児童一人ひとりが意見を出し合い、意見を合わせて発表します。「良いまちをつくろう」という目標は1つでも、手段(予算)のかけるところは皆の意見が違うこと、そしてそれを1つの意見にまとめることの大切さが少し伝わったかと思えます。

租税教室開催に、ご協力いただきました、学校関係の皆さまに改めてお礼申し上げます。



学校名	開催日	児童数	担当部員
尾道市立高見小学校	4月28日	16名	高橋武也
尾道市立三成小学校	5月 7日	51名	佐藤敏章
尾道市立御調西小学校	5月 7日	10名	石原和典
世羅町立甲山小学校	5月21日	24名	高橋武也
尾道市立重井小学校	5月22日	9名	佐々木智朗
尾道市立浦崎小学校	5月23日	14名	池田憲泰
世羅町立世羅小学校	5月27日	55名	平川竜也
世羅町立せらにし小学校	5月27日	17名	井上陽光
尾道市立向東小学校	5月28日	63名	池田憲泰 佐藤敏章
尾道市立三幸小学校	6月 2日	16名	手塚雄三
尾道市立せらひがし小学校	6月10日	18名	沖 聖人
尾道市立吉和小学校	6月11日	30名	榎原 勝
尾道市立美木原小学校	6月12日	22名	高山敦好
尾道市立山波小学校	6月19日	58名	佐藤敏章
尾道市立日比崎小学校	6月19日	84名	高山敦好
尾道市立高須小学校	7月 9日	124名	榎原 勝 高橋武也 川嶋新平
尾道市立尾道みなと小学校	7月11日	73名	池田憲泰 石井準郎
尾道市立栗原小学校	7月15日	80名	高橋武也 池田憲泰 佐藤敏章
尾道市立瀬戸田小学校	7月15日	57名	星野光男
尾道市立西藤小学校	7月14日	37名	高橋武也
尾道市立栗原北小学校	9月10日	43名	中国財務局が 実施
尾道市立御調中央小学校	11月26日	31名	石原和典
尾道市立向島中央小学校	12月19日	80名	政成啓行 石井準郎 川嶋新平
尾道市立因島南小学校	12月18日	41名	星野光男
尾道市立因北小学校	1月15日	41名	星野光男
尾道市立百島小学校		0名	

広島県青年の集い

3月5日(木)ANAクラウンプラザホテル広島において「広島県青年の集い」が開催され、尾道からも5名のメンバーで参加しました。

前半では各単位の企業における「健康経営」への取り組みの発表を行いました。予選審査から選ばれた5企業の代表の方のプレゼンテーションでは各社で工夫をした取り組みを紹介しており勉強になる内容でした。

後半の懇親会では、単位会の垣根を越えた交流を行いました。アトラクションでは健康経営にちなみ「足つぽペア単距離走」と題し、激痛に耐えながら足つぽマットの上をペアで激走、尾道からは手塚君と川嶋君が登壇され大活躍されました。

参加いただいた皆さん、大変お疲れ様でした！



e-Taxを使った キャッシュレス納付

はじめの一步を体験しよう!



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。

実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。

※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはありません。

体験できること

- 徴収高計算書の作成
- ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- インターネットバンキングによる納付

パソコン操作や e-Tax に不安のある方に
特におすすめです!!

簡単を体験!!

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ!

「自動ダイレクト」とは?

申告書等データの送信とあわせて納付データを送信することができる機能。
手続はチェックボックスに を入れるだけですとても簡単。

実際の申告書等データの画面

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは?

災害等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

ここにチェックを入れるだけ

- 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	123412341234
引落日	○年○月○日
納付金額	1,000円
引落口座	○○銀行△△支店 普通預金 1234567

税の
コーナー

国税のお支払は

e-Tax

画面でわかる!

キャッシュレス納付の かんたん操作ガイド



- STEP1** e-Tax にログインし、申告書等データを作成・送信します。
- STEP2** e-Tax 内の「お知らせ・受信通知」に格納されるメッセージをクリックし、「受信通知（納付区分番号通知）」を表示します。
- STEP3** 「各種手続・サービス」（下図参照）から、利用する納付手段を選択します。

受信通知（納付区分番号通知）

各種手続・サービス **実際の受信通知の画面**

ダイレクト納付

届出をした納付金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

今すぐ納付される方

納付日も指定される方

電子納税

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
(設定を変えるか、印刷されることをお勧めします。)

収納機関番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
種別番号	納税用種別番号を入力してください。
納付区分	7421604315
有効期日	令和06年07月29日
納付金額	10,000円

インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

インターネットバンキング

スマホアプリ納付

スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続きを行ってください。
なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。

納付先	納付税務署
納付金額	10,000円

スマホアプリ納付

クレジットカード納付

クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続きを行ってください。
なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

納付先	納付税務署
納付金額	10,000円

クレジットカード納付

各種キャッシュレス納付の操作方法

ダイレクト納付

引き落とし口座や納付日を選択するだけで手続き完了です。

⚠️ **ダイレクト納付が表示されない方**
ダイレクト納付を利用するには、事前に「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要です。

インターネットバンキングによる納付

利用する金融機関を選択し、画面に表示された案内に沿って手続きを進めます。

スマホアプリ納付

利用するPay 払いを選択し、画面に表示された案内に沿って手続きを進めます。
納付手続き完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

クレジットカード納付

利用するカード番号等を入力し、画面に表示された案内に沿って手続きを進めます。
納付手続き完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

キャッシュレス納付の詳細は
国税庁ホームページをチェック!



国税庁ホームページ



やってみよう!! 健康経営

「健康経営ってどんなメリットがあるの?」とか、「健康経営ってどんなことから始めればいいの?」など、健康経営への疑問がある方もいらっしゃると思います。「健康経営って難しいんじゃない、まずはやってみませんか!」ということをお伝えできればと思います。

まずは、健康経営がなぜ今の時代に必要とされるということからお話します。我が国は世界でも最も深刻な少子高齢化の問題を抱える国の一つです。そのため企業では人材確保が年々難しくなっております。また働きたくても健康上の理由で働けない方もいらっしゃると思います。中小企業に関しては、事業規模が小さくなる程、定期健診実施率は低く、従業員が健康を害した場合の業績に与える影響は大きいと言われています。

健康経営とは従業員の健康保持・増進の取組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。健康経営の効果は様々あり、健康経営の浸透により、社内に好循環が生まれると言われています。また、健康経営は従業員の健康や働きやすさを重視する姿勢を示すものであり、社会的責任を果たす企業としてもイメージを高め

ると言われています。そのような魅力的な企業に人が集まり、健康経営に取組む企業は、「選ばれやすい」かつ「やめにくい」会社になっていくと言われています。その上、国も普及に向けた様々な施策を実施して後押しをしています。国だけではなく、地方自治体や地銀などでも助成金の金利優遇や公共入札の加点評価など、多種多様な健康経営のインセンティブを設けております。このように健康経営に多くのメリットがあります。

健康経営を始めるのに緻密で壮大な計画を立てる必要はありませんし、コストをかける必要もありません。まずはできることから始めることです。

- ① 担当者を決める
- ② 「健康宣言」をする
- ③ 健康診断を「受けっぱなし」にならないか確認する
- ④ 良好な生活習慣が身に付きやすい職場づくりを行う…の4点です。

とは言っても不安な方もおられるかもしれませんが、でも大丈夫、そこは大同生命のケンコーサポートプログラム(KSP)がしっかりとサポート致します。KSPでは、企業にとって重要な課題である「従業員が元気でいきいきと働き続けられる職場づくり」をサポートし、「気づく」「把握する」「変わる

「楽しむ」のサイクルで様々なメニューアプリをご用意しています。尾道法人会青年部では、毎年、KSPを活用した秋のウォーキングラリーへの参加で、青年部会会員が健康意識を持ち一日8000歩を目標に汗をかいておられます。

ぜひ、皆さまも始めてみませんか? 健康経営!

大同生命保険株式会社
福山営業所長 水野雄介
法人会推進課長 原 美香



会員企業さん お店紹介



瀬戸内の海に ぽっかり浮かぶ小さなオーベルジュ 『ナティーク城山』

ナティーク城山(内海エンジニアリング株式会社)

瀬戸内の新鮮な魚介をふんだんに使った『欧風瀬戸内料理』が自慢のオーベルジュ。海を眺望できるレストランで素敵なひとときをお過ごしください。

●ランチ/3,338円から ●ディナー/7,018円から

※10名以上は送迎いたします。



DATA	
▶ 代表取締役 橋本 祐司	
▶ 〒722-2323 尾道市因島土生町2254-6	
▶ TEL.(0845)26-0046	
▶ 営業時間/11:30~14:00 17:30~20:00	
▶ 定休日/不定休	
▶ URL https://nautique.jp	
●広島銀行	
尾道警察署 因島分庁舎	
三庄→	
←因島南IC	土生港旅客ターミナル
	因島総合病院
土生港	長崎栈橋



アグリート島時間 ～菜園付き滞在施設で島時間をゆっくりと、のんびりと～

有限会社 友文館

2023年8月、経産省の事業再構築補助金を使い、長年の思いだった宿泊施設を開くことができました。(40年間営業した書店・文具店は2025年3月で閉店)

施設名は「アグリート島時間」アグリカルチャー(農業)とリトリート(隠れ家)を合わせた造語、島時間はのんびりしていただければとの思いです。

施設内容は全4棟各15坪の平屋に生活に必要な設備を整え、短期から長期滞在にも耐えうる内容になっており、各建物の隣に12坪ほどの菜園があり季節の野菜を利用できるようになっております。立地的にはサンセットビーチまで徒歩1分、海や星空、夕日を存分に堪能できる絶好のロケーションです。

また、私は無農薬で柑橘類・落葉果樹・杜仲茶・田んぼ1反・畑50坪で心地よい汗をかいています。体験されたい方、歓迎いたします。



DATA	
▶ 代表取締役 根葉 博文	
▶ 〒722-2404 尾道市瀬戸田町垂水1501-1	
▶ TEL.(0845)27-3033	
▶ 営業時間/終日	
▶ 定休日/なし	
▶ URL https://www.shimajikan.com/	

生口支部研修会

3月5日(木)、しまなみ商工会瀬戸田支部において永井医院 永井晃氏をお迎えして「南太平洋ヨット一人旅〜あきらめなくて良かったな〜」と題して研修会を開催しました。

永井氏は、幼少期に瀬戸田の映画館で観た南太平洋のサンゴ礁記録映画に強く惹かれ、50歳のころ愛艇のヨット(チャレンジャー号)を購入し具体的に航海を考え始めます。

自らの代わりとなる医師が5年前に見つかり夢の実現に向けて大きく前に進みます。

そして令和5年6月に瀬戸田を出港し7年7月の帰港まで760日間に及ぶヨット一人旅に出られます。先ず北上してアリニューシアン列島へカナダ、アメリカ西海岸に南下、ガラパゴス諸島を廻つて幼少期に憧れた「南の島々」フレンチポリネシアのタヒチ、フィジー、バヌアツへ。行く先々で起こるアクシデントや人の優しさを感じるエピソードと屈託なく笑い遊ぶ南の島の子供たちを多くの写真と映像で紹介いただきました。

永井氏は伝えたいこととして「瀬戸田は海にかこまれた島です。でも、私の子供の頃より、海はどんどん遠いものになっていると感じます。私は2年間、南太平洋の島々を回ってきました。海は時に恐ろしいところでありますが、とても素晴らしい所でもあります。海で遊んでみませんか？」と話されました。

80歳の現在でも、地元瀬戸田で海に親しむイベントにかかわり、子供たちに海の楽しさ、魅力を伝える活動を続ける永井氏に、感心し感動する研修会となりました。



支部だより

1月21日(水)、生口支部は今治市に視察研修旅行に行ってきました。



講演会

「混迷する日本経済と中小企業の課題」
〜中小企業が生き残るために必要な政策とは〜
神戸学院大学現代社会学教授 中野 雅至氏

2月10日(火)市民センター向島ココロ文化ホールにおいて尾道しまなみ商工会が主催し向島・御調・生口支部が後援する講演会が開催されました。

多くのテレビ番組にご出演され、コメンテーターとして、経済はもとより政治・若者文化にも造詣が深い中野雅至氏をお迎えして経済講演会を開催しました。現代の経済が「先行きが見えない時代」にあるとして、この状況下での株式市場や個人消費、物価、人手不足といった日本経済が直面する主要な課題について、具体的な事例とデータを用いて多角的にお話いただきました。

特に、大学で常に学生と接している立場から、現代の若者の価値観や行動様式を詳細に分析され、彼らはどう理解し、活用していくかが今後の経済成長の鍵になると話されました。具体例としてベア就労(65歳以上の高齢者と若者をペアで組ませる手法)や経営層が若手から話を聞く機会を設けることなどが示されました。

現代の若者は、決して大企業・高収入を志向しているというのではなく、多くは地元・安定志向だと話され、特徴として「成長願望」が強く自己の「成長」を強く望み、就職先選びでも最重要視している。

企業は採用時に、自社で身につく専門能力を具体的に提示することが重要であると話されました。



行事予定

月	日	曜日	行 事 名	場 所
5月	13	水	第1回 総務委員会	尾道商工会ビル301号室
			監査会	尾道商工会ビル301号室
	18	月	第1回 理事会	尾道国際ホテル
	20	水	県法連 第1回理事会	リーガロイヤルホテル広島
6月	8	月	第15回 通常総会	尾道国際ホテル
	16	火	県法連 第14回通常総会	リーガロイヤルホテル広島
9月	2	水	中法連 第51回定期総会	ANAクラウンプラザ広島
10月	8	木	第42回全国大会(茨城大会)	水戸市民会館・水戸京成ホテル

※令和8年4月1日時点の予定につき、日程等変更になる場合がございます。



公益社団法人
尾道法人会

会員を 募集中です!

会員の皆さま ぜひお知り合いをご紹介ください。
お問い合わせ、お申し込みは事務局まで。

公益社団法人 尾道法人会 事務局

〒722-0035 尾道市土堂2丁目10-3 尾道商工会議所ビル3階
TEL.(0848)24-5100 FAX.(0848)24-5101

編集後記


日増しに暖かくなり、尾道水道を渡る風にも春の香りが混じる季節となりました。今号の特集「追憶のオノテツ」では、かつて尾道の街を駆け、陰陽連絡の夢を乗せた尾道鉄道の足跡を辿りました。

線路跡に吹く春風を感じながら当時の賑わいに思いを馳せると、先人たちが抱いた地域発展への熱意が、時を越えて現代の私たちにも勇気を与えてくれるようです。時代がどれほど変わろうとも、地域を良くしたいという思いは変わりません。

税制もデジタル化の波を受け、申告手続きはe-Taxでスマートに行える環境が整いました。変わらぬ熱意を原動力に、新しい時代のツールをも味方につけながら、着実に前へ進んでいきたいものです。

新年度も、尾道法人会は皆様の事業の伴走者として、確かな情報発信に努めてまいります。

(T・K)





納税証明書はスマホで 請求・受取ができます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット

1

いつでもどこでも!
スマホで完結!

タブレット
パソコンでも!



メリット

2

手数料がお得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット

3

期間内*であれば
何度でも印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。
その期間内であれば、何度でも使用可能です。

▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/corporate>



step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



マイナンバーカード
が必要です!

デジタル庁
公式noteはこちら



step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。
代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

